

# 福岡市防犯のまちづくり推進プラン (案)

～犯罪のない安全で住みよいまち「ふくおか」を目指して～

# 目次

## 第1章 「福岡市防犯のまちづくり推進プラン」改定の趣旨

- 1 福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例の制定について・・・P1
- 2 条例制定までの経緯・・・P3
- 3 プラン改定の趣旨について・・・P3

## 第2章 プランの基本的な考え方

- 1 プランの目標・・・P4
- 2 プラン策定に当たっての視点・・・P4
- 3 プランの期間・・・P5
- 4 プランの推進体制・・・P5
- 5 プランの成果指標・・・P6

## 第3章 犯罪の現状

- 1 防犯に関する市民意識・・・P7
- 2 刑法犯認知件数の推移・・・P7
- 3 福岡市における市民生活に身近な犯罪認知件数の推移・・・P11
- 4 政令指定都市における市民生活に身近な犯罪認知件数の比較・・・P13
- 5 被害者学識別の刑法犯認知件数（平成25年）・・・P14
- 6 罪種別の発生状況（平成25年）・・・P14
- 7 各区別の発生状況（平成25年）・・・P16
- 8 都心部等における犯罪の発生状況（平成25年）・・・P17
- 9 少年非行の状況（平成25年）・・・P17
- 10 全国のサイバー犯罪における検挙件数の推移・・・P18

## 第4章 防犯上の重点課題と取組みの方向性

- 1 防犯意識の高いひと・地域づくり・・・P19
- 2 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進・・・P20
- 3 少年非行の防止活動の推進・・・P21
- 4 防犯環境に配慮したまちづくり・・・P21
- 5 関係機関との連携・・・P22

## 第5章 具体的な取組み

- 1 プランの体系・・・P23
- 2 具体的な取組み・・・P25

## 第1章 「福岡市防犯のまちづくり推進プラン」改定の趣旨

### 1 福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例の制定について

福岡市内の刑法犯認知件数は、平成14年の57,578件をピークに減少し、平成25年は23,399件とピーク時と比較して約6割減少しています。一方、人口千人当たりの件数では、20政令指定都市のうち、ワースト上位で推移し、罪種別では窃盗犯が約8割と大半を占め、オートバイ盗、自転車盗、住宅侵入窃盗など市民生活に身近な犯罪が多発している状況にあります。

このような福岡市の犯罪情勢及び防犯上の重点課題を踏まえ、平成24年度より、社会全体で防犯のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を定める条例の検討に着手し、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（以下『条例』といいます。）」が制定され、平成26年4月1日より施行しています。

条例では、**犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現**に関し、以下のような基本理念を定めています。

#### ○ 基本理念

防犯のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- ・市民、地域団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、自らの安全は自らで守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識のもとに、地域防犯活動に主体的に取り組み、地域社会の絆の強化を図ること。
- ・市は、関係機関との連携のもと、市民等が行う地域防犯活動の促進を始めとした防犯施策を推進すること。

また、この基本理念に基づき、市民、地域団体、事業者の役割、市の責務を定め、防犯のまちづくりを総合的・効果的に行うための推進本部の設置及び推進計画の策定を行ない、市の施策の基本的な事項を定めています。

#### ○ 市民の役割

市民は、防犯のまちづくりについて理解を深め、日常生活において、自らの安全を確保するとともに、地域防犯活動に参加するよう努める。

#### ○ 地域団体の役割

地域団体は、市民の防犯意識の高揚に努める等地域防犯活動に積極的に取り組むとともに、当該地域における地域社会の絆の強化を図るよう努める。

#### ○ 事業者の役割

事業者は、その事業を行うに当たっては、従業員及び顧客等が犯罪の被害を受けないようにするための措置を講じるとともに、地域社会を構成する一員として地域防犯活動を推進するよう努める。

### ○ 市の責務

市は、市民等及び関係機関との連携のもと、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための体制を整備し、防犯施策を実施する。

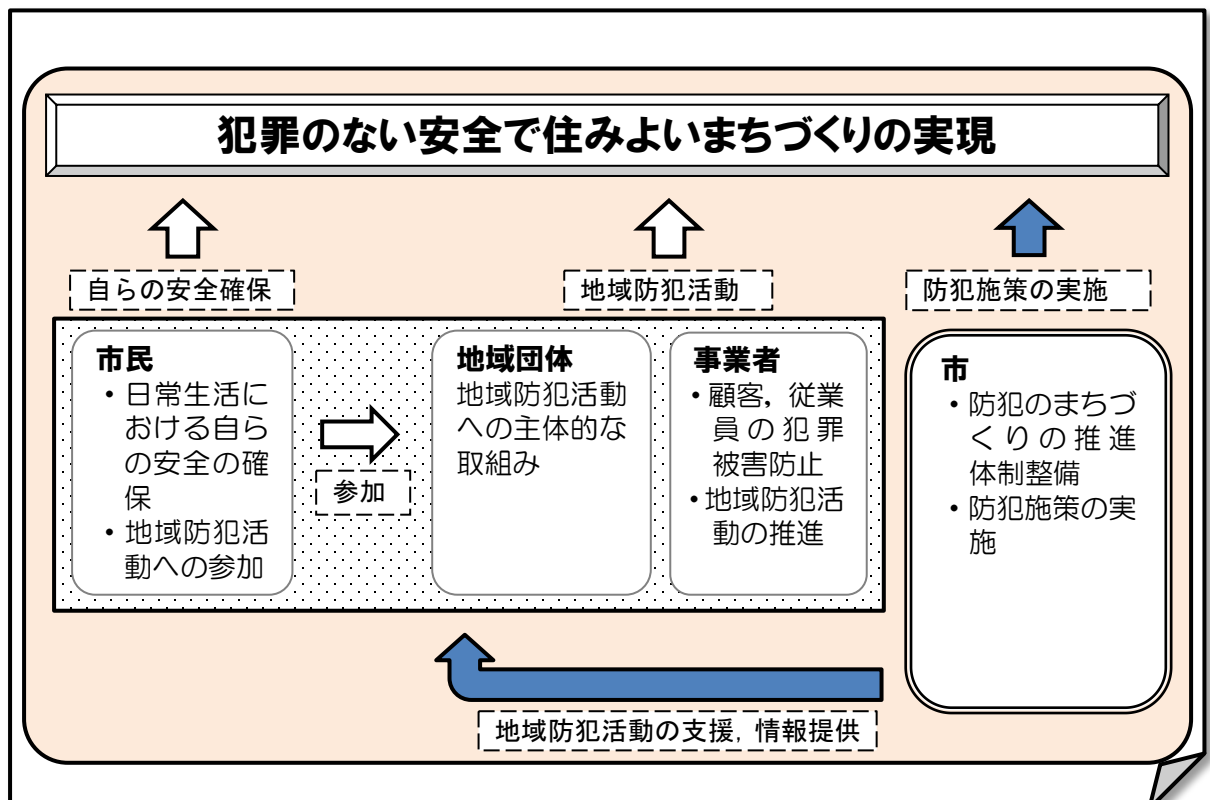
### ○ 推進本部・推進計画

防犯のまちづくりを総合的・計画的に推進するため、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」を設置する。

推進本部は、推進計画（「福岡市防犯のまちづくり推進プラン」）を策定し、進捗状況を管理する。

### ○ 市の施策の基本的な事項

- ・ 広報・啓発の実施
- ・ 地域防犯活動の支援
- ・ 防犯上の配慮を要する者の安全の確保
- ・ サイバー空間における安全の確保
- ・ 地域の実情及び特性を踏まえた当該地域に必要な防犯施策の推進
- ・ 少年の規範意識の向上等に関する施策の実施
- ・ 非行を起こした少年の立ち直りの支援
- ・ 道路等（道路，公園，駐車場，駐輪場），住宅，学校等について犯罪の防止に配慮した構造，設備等に関する防犯環境設計指針の策定・公表の実施



## 2 条例制定までの経緯

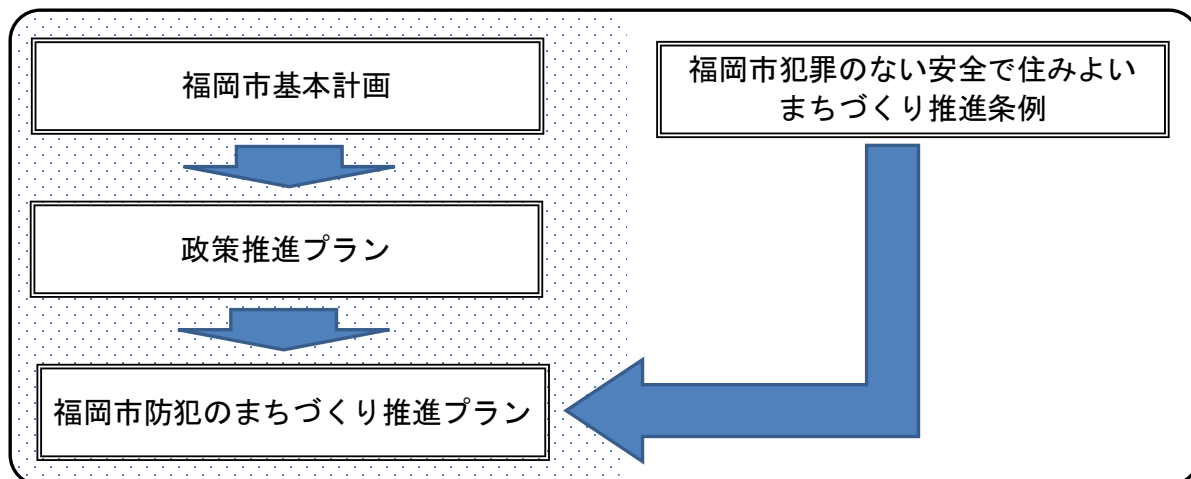
福岡市内の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にありますが、人口千人当たりの当該件数では、政令指定都市中ワースト上位で推移してきたことを踏まえ、平成18年2月に、地域や事業者、警察、市及び関係機関・団体との連携を図り、防犯に関する取組みを総合的かつ効果的に推進するため、「犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部（以下『推進本部』といいます。）」を設置しました。

平成19年2月には、施策の基本的方向性を示し、達成すべき目標を定めた「犯罪のない安全で住みよいまちづくり活動プラン(平成23年度まで)」を策定するとともに、毎年度、推進本部において行動プランを策定し防犯施策を実施しました。

平成24年度には「福岡市防犯のまちづくり推進プラン(平成28年度まで)(以下『防犯推進プラン』といいます。)」を策定し、犯罪の起きにくいまちづくりの実現を目指して防犯の取組みを推進してきました。

## 3 プラン改定の趣旨について

今回改定を行う防犯推進プランは、福岡市基本計画(平成25年度～平成34年度)、政策推進プラン(平成25年度～平成28年度)を上位計画とし、条例に基づく「推進計画」として位置づけ、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現に向け、具体的な施策を推進していくため、改定するものです。



## 第2章 プランの基本的な考え方

### 1 プランの目標

このプランは、**犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現**を目標とし、その実現のため、条例制定時に設定した4つの**重点目標**である

- (1) 防犯意識の高いひと・地域づくり
- (2) 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進
- (3) 少年非行の防止活動の推進
- (4) 防犯環境に配慮したまちづくり

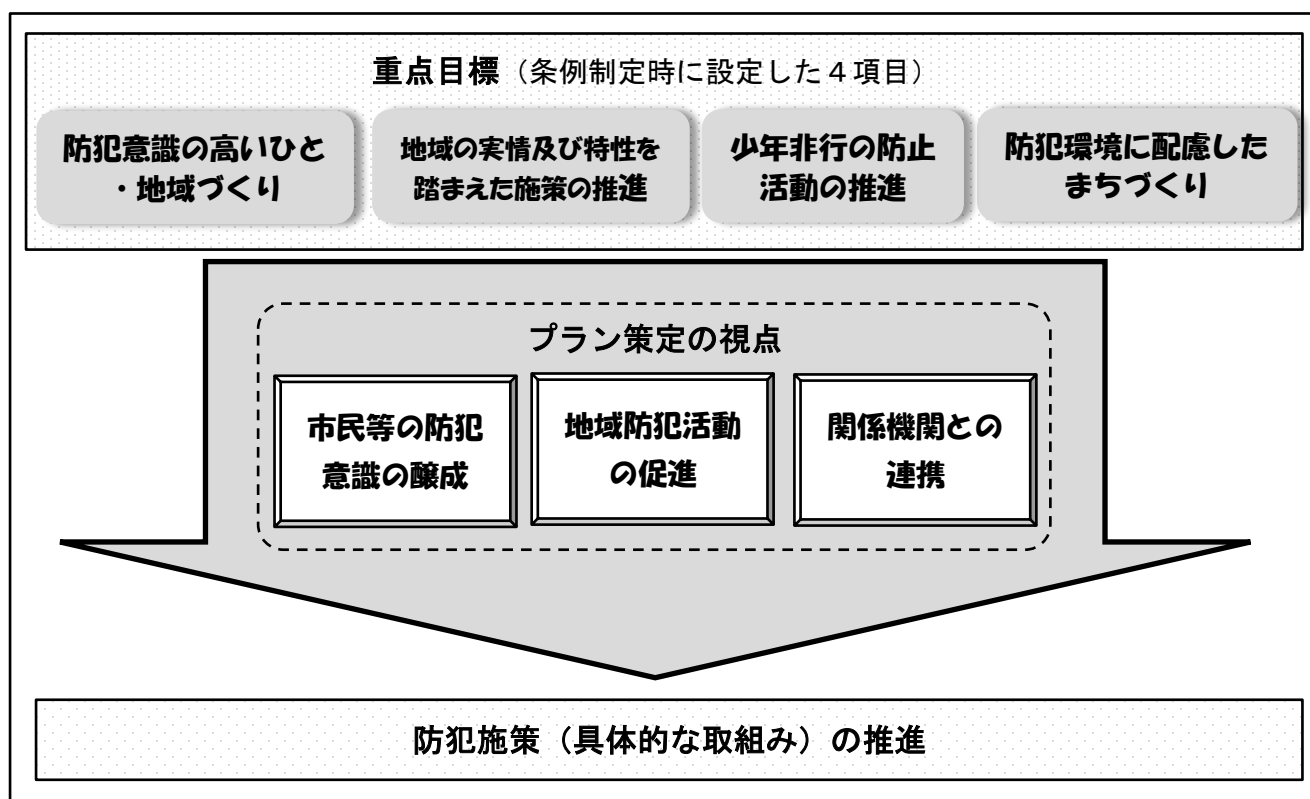
について、市民等が自らの安全確保や地域防犯活動に取り組むことができるよう、必要な支援や情報提供を含め、防犯施策を推進していきます。

### 2 プラン策定に当たっての視点

防犯施策の実施に当たっては、条例に規定する基本理念や、市民・地域団体・事業者等の役割、市の責務を踏まえ、関係機関、関係局の意見を参考にして

- (1) 「市民等の防犯意識の醸成」
- (2) 「地域防犯活動の促進」
- (3) 「関係機関との連携」

の3項目を視点とします。

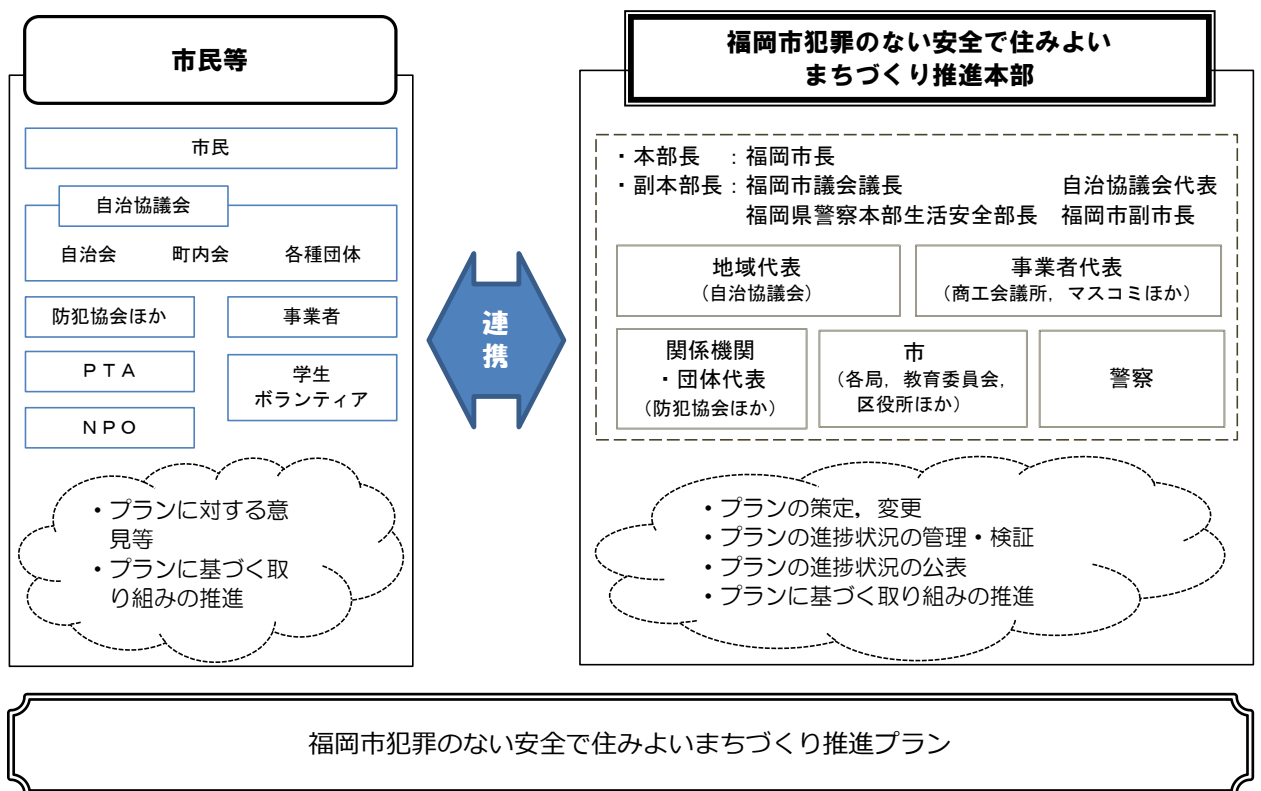


### 3 プランの期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

### 4 プランの推進体制

条例第8条に基づく推進体制である「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」において、プランに基づく取組みを推進していきます。さらにプランの進捗状況などの管理及びその検証を行い、公表するとともに、推進本部の意見等を踏まえ取組みの改善を図っていきます。



## 5 プランの成果指標

防犯推進プランでは、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目標とし、

- ・ 福岡市の犯罪の少なさに満足している人の割合
- ・ 自分の住んでいる地域が犯罪の少ない安全なまちだと思ふ人の割合
- ・ 刑法犯認知件数

をその成果指標とします。

年 指標の内容	現状値	最終目標値
	平成25年 (2013年)	平成31年 (2019年)
福岡市の犯罪の少なさに満足している人の割合 (※1)	29.9%	50%
自分の住んでいる地域が犯罪の少ない安全なまちだと思ふ人の割合 (※2)	60.6%	70%
刑法犯認知件数 (※3)	23,399件	18,000件

(出典)

- ※1 福岡市市長室「市政に関する意識調査」
- ※2 福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」
- ※3 福岡市市民局調べ



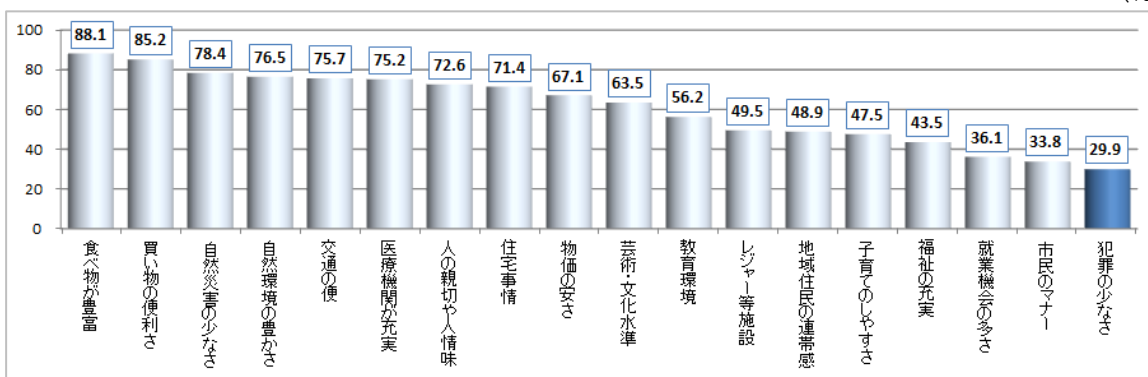
## 第3章 犯罪の現状

### 1 防犯に関する市民意識

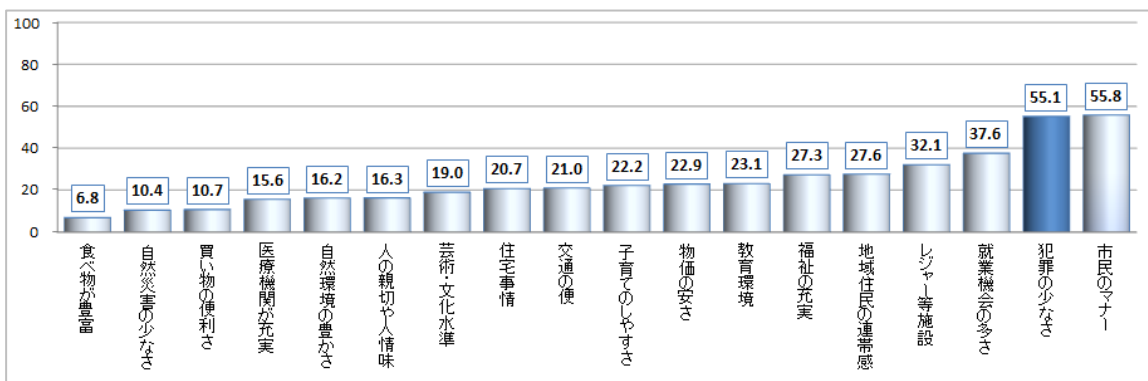
平成25年度に実施した「市政に関する意識調査」の「福岡市の都市環境等に関する満足度」の中で、「犯罪の少なさ」に対する満足度は29.9%と各項目中最も低くなっています。

また、「犯罪の少なさ」に対する不満度については、55.1%と各項目中2番目に高くなっています。

〈図表1〉「福岡市の都市環境等に関する満足度調査」における「満足している」割合 (%)



〈図表2〉「福岡市の都市環境等に関する満足度調査」における「不満がある」割合 (%)

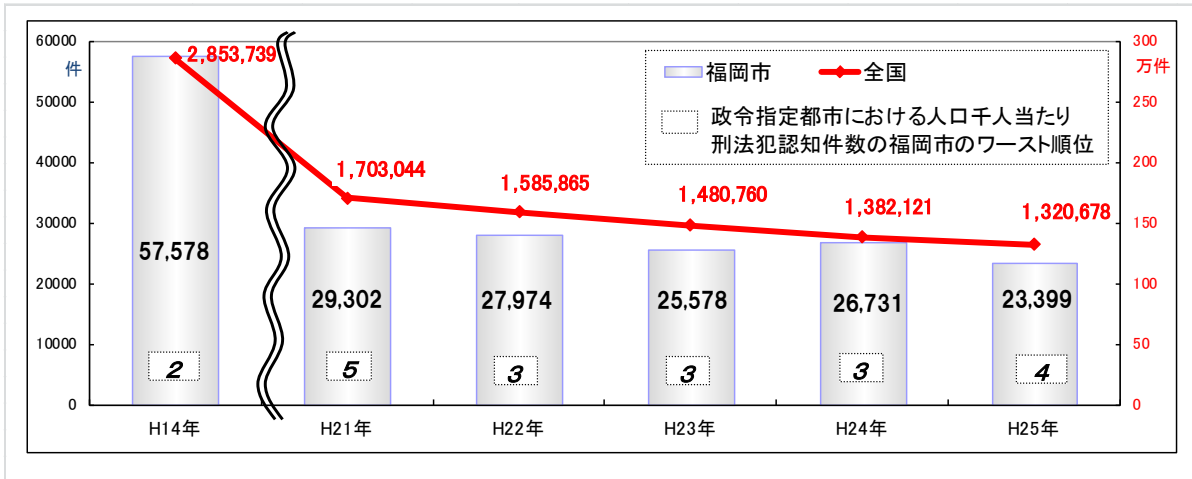


### 2 刑法犯認知件数の推移

福岡市の犯罪認知件数は、平成14年の57,578件をピークに減少しており、平成25年は23,399件とピーク時に比べ約6割減少していますが、刑法犯認知件数を人口千人当たりで見ると、福岡市は政令指定都市中ワースト上位で推移しているなど、憂慮すべき状況にあります。

罪種別認知件数においては、窃盗犯が刑法犯認知件数の約8割を占めています。

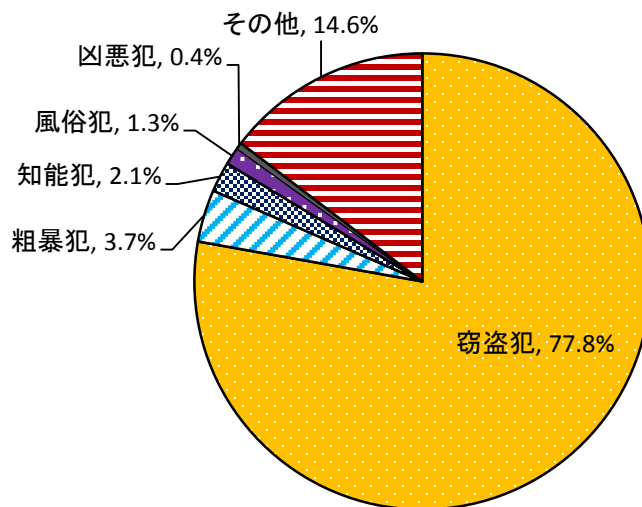
〈図表3〉福岡市における刑法犯認知件数の推移



〈図表4〉政令指定都市の刑法犯認知件数（平成25年）

市名	人口千人当たりの件数	合計	窃盗犯	粗暴犯	知能犯	風俗犯	凶悪犯	その他
1 川崎市	7.78	11,287	8,677	820	442	104	68	1,176
2 浜松市	7.85	6,374	4,647	323	260	50	43	1,051
3 横浜市	8.19	30,323	22,516	2,356	1,261	273	183	3,734
4 静岡市	8.63	6,121	4,666	303	193	43	25	891
5 広島市	8.84	10,472	7,129	696	435	127	84	2,001
6 相模原市	9.03	6,515	5,070	395	227	53	32	738
7 熊本市	9.24	6,830	5,418	441	158	62	23	728
8 新潟市	9.52	7,709	5,551	451	279	47	31	1,350
9 仙台市	9.56	10,231	7,526	540	416	108	44	1,597
10 札幌市	10.02	19,423	12,932	1,005	577	529	109	4,271
11 さいたま市	11.69	14,643	10,942	781	321	139	79	2,381
12 北九州市	12.78	12,372	8,752	704	434	200	95	2,187
13 神戸市	13.03	20,071	14,253	1,446	615	173	106	3,478
14 岡山市	13.27	9,471	7,246	542	267	70	27	1,319
15 京都市	14.44	21,236	16,428	918	531	208	91	3,150
16 千葉市	14.78	14,255	11,199	659	369	84	70	1,874
17 福岡市	15.50	23,399	18,206	868	500	295	105	3,425
18 名古屋市	17.32	39,350	28,973	1,600	958	276	188	7,355
19 大阪市	23.55	63,213	49,016	3,348	2,026	717	505	7,513
20 堺市	24.38	20,507	16,187	617	408	193	102	3,000

〈図表5〉福岡市における刑法犯認知件数の内訳（平成25年）



※包括罪種（類似性の強い罪種を包括した分類名称）の内容

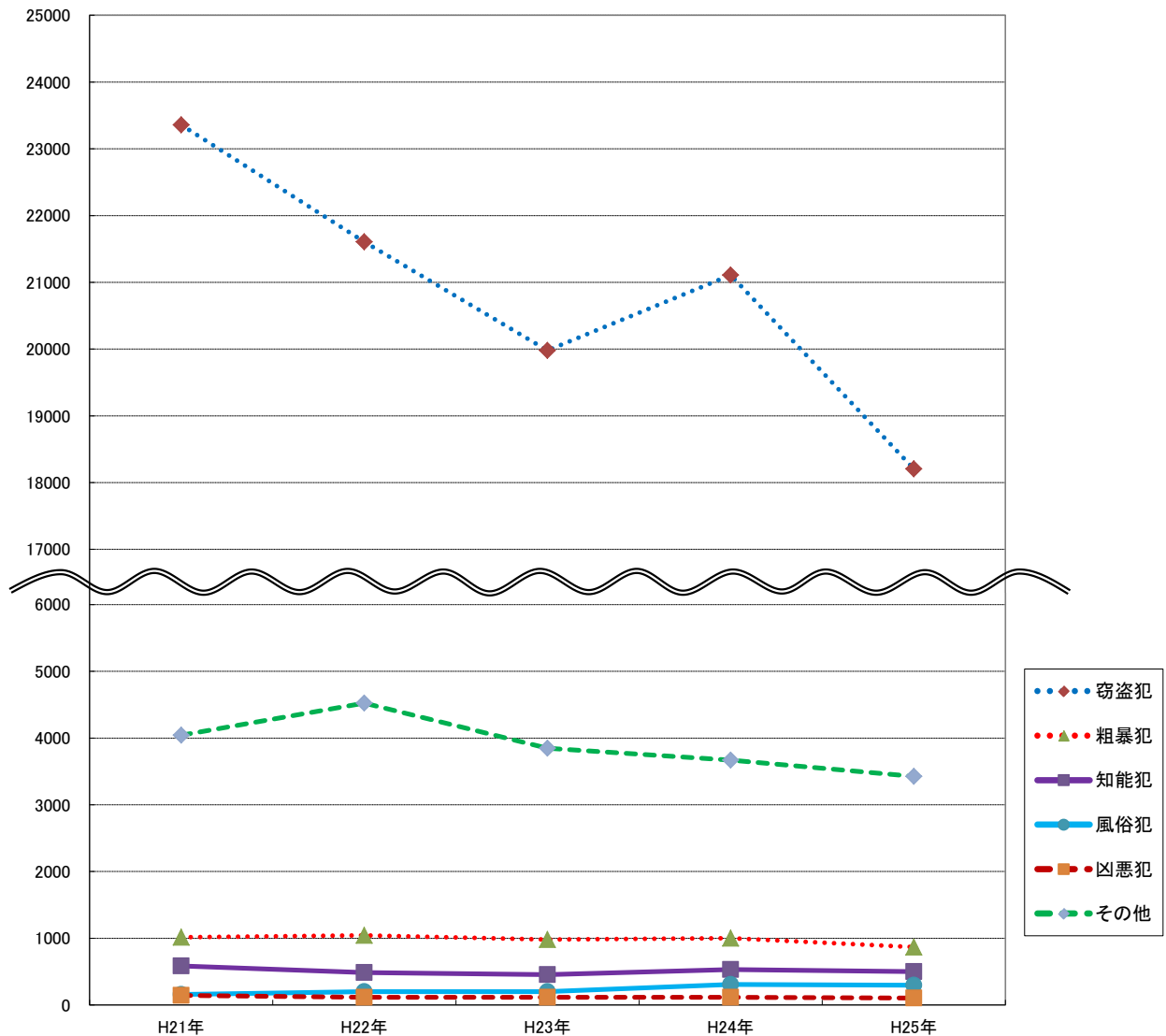
包括罪種名	罪種・手口
窃盗犯	住宅侵入窃盗（空き巣、忍込み、居空き）、自転車盗、オートバイ盗、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、ひったくり、自動車盗など
粗暴犯	凶器準備集合、暴行、傷害・傷害致死、脅迫、恐喝
知能犯	詐欺、横領、通貨偽造、文書偽造など
風俗犯	賭博、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物等
凶悪犯	殺人、強盗、放火、強姦
その他	器物破損等、過失傷害、過失致死など

〈図表6〉福岡市における刑法犯（包括罪種別）認知件数の推移

（上段は件数、下段は構成比で%）

区分	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
総数	29,302	27,974	25,578	26,731	23,399
窃盗犯	23,359 (79.7%)	21,607 (77.2%)	19,979 (78.1%)	21,108 (79.0%)	18,206 (77.8%)
粗暴犯	1,016 (3.5%)	1,042 (3.7%)	980 (3.8%)	1,000 (3.7%)	868 (3.7%)
知能犯	584 (2.0%)	487 (1.7%)	456 (1.8%)	532 (2.0%)	500 (2.1%)
風俗犯	157 (0.5%)	200 (0.7%)	201 (0.8%)	307 (1.1%)	295 (1.3%)
凶悪犯	143 (0.5%)	114 (0.4%)	114 (0.4%)	115 (0.4%)	105 (0.4%)
その他	4,043 (13.8%)	4,524 (16.2%)	3,848 (15.0%)	3,669 (13.7%)	3,425 (14.6%)

(件)



### 3 福岡市における市民生活に身近な犯罪認知件数の推移

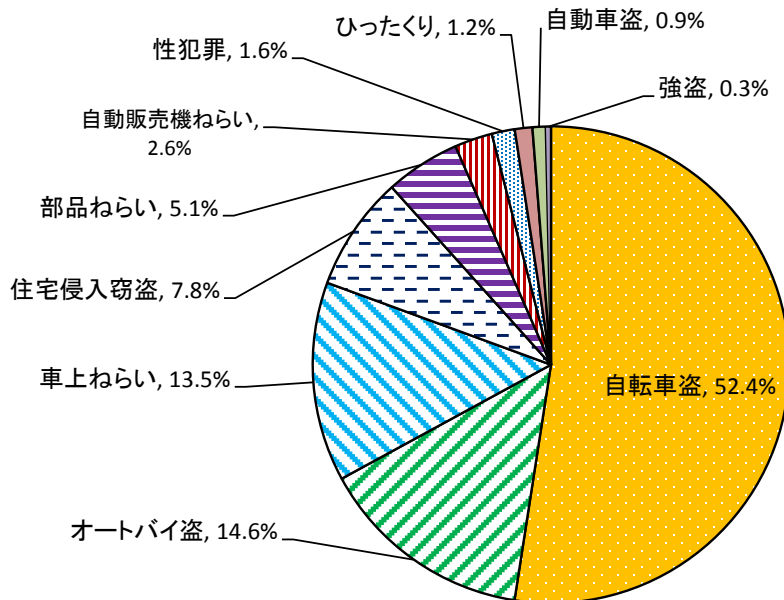
福岡市における市民生活に身近な犯罪について、平成 21 年から 5 年間の推移をみると、概ね減少傾向にある中で、自転車盗がほかの犯罪と比べ突出しており、オートバイ盗、車上狙いなども 1,000 件近くで推移しています。

その中で、自転車盗については、平成 25 年は平成 24 年よりも増加しており、性犯罪は、平成 25 年が直近 5 年で最も件数が多く、憂慮すべき状況にあります。

#### ※市民生活に身近な犯罪

様々な犯罪の中で、自転車盗やオートバイ盗など身のまわりで発生しやすい犯罪をとりあげたものです。

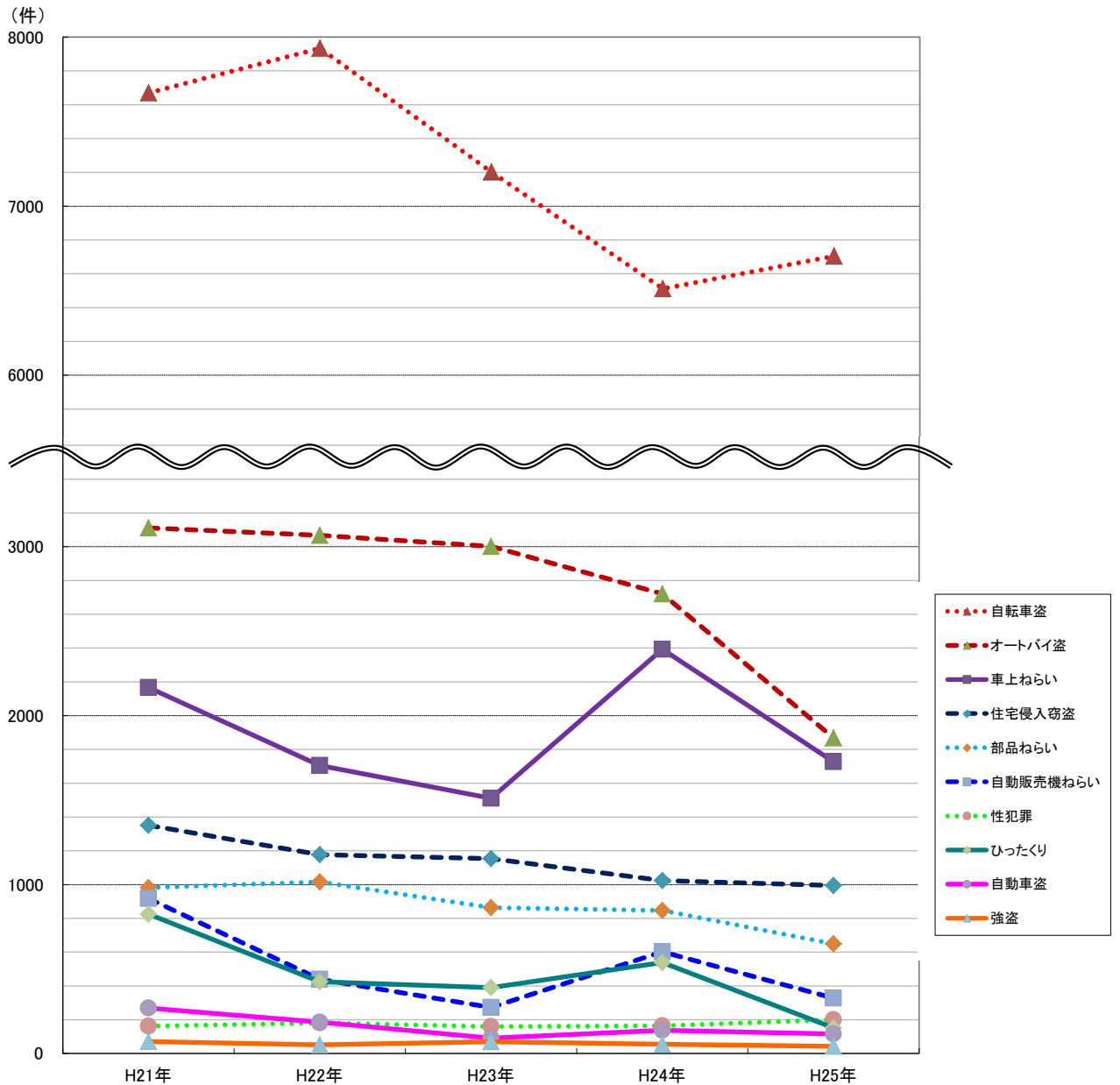
〈図表 7〉福岡市における市民生活に身近な犯罪の認知件数の内訳（平成 25 年）



〈図表8〉福岡市における市民生活に身近な犯罪認知件数の推移

(件)

区分	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
自転車盗	7,670	7,934	7,202	6,512	6,705
オートバイ盗	3,111	3,067	3,002	2,721	1,869
車上ねらい	2,166	1,705	1,511	2,393	1,728
住宅侵入窃盗	1,351	1,177	1,153	1,024	994
部品ねらい	982	1,016	864	847	649
自動販売機ねらい	918	440	273	602	328
性犯罪	162	181	160	164	200
ひったくり	825	425	390	539	152
自動車盗	269	186	91	137	116
強盗	71	52	70	55	43
合計	17,525	16,183	14,716	14,994	12,784



#### 4 政令指定都市における市民生活に身近な犯罪認知件数の比較

政令指定都市における人口千人当たりの市民生活に身近な犯罪の認知件数を比較すると、ワースト1位の「オートバイ盗」をはじめ、「自転車盗」や「住宅侵入窃盗」などの6つの犯罪手口が、ワースト5位以内に入っています。

〈図表9〉政令指定都市における人口千人当たりの市民生活に身近な犯罪認知件数のワースト5  
(平成25年)

順位	自転車盗		オートバイ盗		車上ねらい		住宅侵入窃盗		自販機ねらい		性犯罪	
	市名	千人当たり	市名	千人当たり	市名	千人当たり	市名	千人当たり	市名	千人当たり	市名	千人当たり
1	堺市	6.77	福岡市	1.24	堺市	2.91	名古屋市	1.12	大阪市	0.29	大阪市	0.24
2	大阪市	5.93	堺市	1.06	大阪市	1.92	千葉市	0.76	新潟市	0.24	堺市	0.21
3	福岡市	4.44	神戸市	1.03	名古屋市	1.73	福岡市	0.66	仙台市	0.24	福岡市	0.13
4	岡山市	3.99	京都市	1.03	千葉市	1.16	北九州市	0.65	堺市	0.22	京都市	0.13
5	京都市	3.88	岡山市	0.77	福岡市	1.14	仙台市	0.52	福岡市	0.22	さいたま市	0.11

〈図表10〉政令指定都市における市民生活に身近な犯罪の認知件数 (平成25年)

市名	人口千人あたりの発生件数	合計	自転車盗	オートバイ盗	車上ねらい	住宅侵入窃盗	部品ねらい	自動販売機ねらい	性犯罪	ひったくり	自動車盗	強盗	
1	浜松市	3.25	2,640	1,327	219	496	234	231	21	45	8	41	18
2	広島市	3.70	4,386	2,736	416	414	405	171	39	106	39	22	38
3	札幌市	3.77	7,313	4,471	204	1,023	690	445	72	142	52	153	61
4	横浜市	4.00	14,833	6,791	1,811	1,359	1,280	1,557	593	211	362	756	113
5	新潟市	4.04	3,270	2,005	55	440	383	98	195	33	11	34	16
6	仙台市	4.04	4,324	2,335	276	509	552	206	252	91	41	40	22
7	静岡市	4.12	2,923	1,816	244	412	146	140	46	35	34	36	14
8	川崎市	4.13	5,984	3,697	694	306	452	299	148	94	138	113	43
9	熊本市	4.54	3,358	1,769	423	610	243	131	67	59	30	20	6
10	相模原市	5.00	3,606	1,981	333	264	339	235	78	45	100	215	16
11	北九州市	5.38	5,212	2,266	637	786	627	367	148	104	134	91	52
12	神戸市	5.44	8,384	3,877	1,591	1,124	517	743	127	146	93	102	64
13	さいたま市	6.04	7,565	4,488	407	779	617	579	136	139	159	235	26
14	岡山市	6.49	4,630	2,850	548	524	349	207	17	36	24	69	6
15	京都市	7.65	11,255	5,700	1,513	1,636	393	1,130	156	189	229	263	46
16	千葉市	7.85	7,568	3,629	538	1,115	736	604	148	75	126	562	35
17	福岡市	8.47	12,784	6,705	1,869	1,728	994	649	328	200	152	116	43
18	名古屋市	8.52	19,354	7,733	1,257	3,932	2,536	1,842	415	243	392	886	118
19	大阪市	10.77	28,900	15,911	1,646	5,156	1,018	2,070	770	647	670	746	266
20	堺市	14.08	11,842	5,691	895	2,449	382	1,524	189	180	128	360	44

## 5 被害者学識別の刑法犯認知件数（平成25年）

学生等が被害に遭った件数の合計は5,369件となっており、全体の23%を占めています。そのうち、中学生以下の被害については、1,208件となっています。

〈図表11〉被害者学識別の刑法犯認知件数（平成25年）

区分	学生等					有職	無職	その他	合計
	小学生以下	中学生	高校生	大学生	専修学校等				
認知件数(件)	451	757	1,178	2,123	860	11,264	2,482	4,284	23,399
割合	2%	3%	5%	9%	4%	48%	11%	18%	
	←1,208件(5%)→								
	←5,369件(23%)→								

## 6 罪種別の発生状況（平成25年）

### (1) 自転車盗

施錠の有無別の発生状況をみると、平成25年は無施錠の割合が40%を占めており、過去3年間の無施錠率は年々増加傾向にあります。

また、場所別の発生状況では、駐輪場が52%と過半数を占め、共同住宅が15%となっています。

〈図表12〉施錠の有無別の発生状況

区分	施錠有		施錠無		合計
	認知件数(件)	割合	認知件数(件)	割合	認知件数(件)
H23	4,762	66%	2,440	34%	7,202
H24	4,003	61%	2,509	39%	6,512
H25	4,004	60%	2,701	40%	6,705

〈図表13〉場所別発生状況（平成25年）

区分	一戸建住宅	共同住宅	駐輪場	路上	店舗・商業施設	会社・学校	駅	その他
認知件数(件)	187	1,022	3,520	817	328	104	19	708
割合	3%	15%	52%	12%	5%	2%	0%	11%

施錠の有無別の発生状況では、施錠有の自転車も60%台で推移していること（図表12）や、場所別発生状況では、駐輪場が過半数を占めていること（図表13）から、盗難を防止するためには、購入時についている鍵だけではなく、ワイヤー錠など補助錠を使い二重ロックをかけることが有効です。



## (2) オートバイ盗

場所別の発生状況では、駐輪場が47%、共同住宅が21%となっています。  
また、検挙人員の96%が少年となっています。

〈図表 14〉 場所別発生状況（平成25年）

区 分	一戸建住宅	共同住宅	駐輪場	駐車場	路上	店舗・商業施設	会社・学校	その他	合計
認知件数(件)	68	390	870	188	103	64	18	168	1,869
割合	4%	21%	47%	10%	6%	3%	1%	9%	

〈図表 15〉 検挙の内訳（平成25年）

区 分	少年	成人
認知件数(件)	109	4
割合	96%	4%

## (3) 住宅侵入窃盗

住宅別の発生状況では、共同住宅での発生が69%を占め、中でも、1人世帯での発生が49%となっています。

被害者年齢別では、20歳代が32%、60歳以上が26%を占めます。  
侵入手口別では、無施錠が42%、ガラス破りが33%となっています。

〈図表 16〉 住宅別発生状況（平成25年）

区 分	1戸建			共同住宅			
	1人世帯	2人以上	計	1人世帯	2人以上	法人・団体等	計
認知件数(件)	79	225	304	490	197	3	690
割合	8%	23%	31%	49%	20%	0%	69%

〈図表 17〉 住宅侵入窃盗の被害者年齢別の発生状況（平成25年）

区 分	13歳未満	13～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
認知件数(件)	0	35	315	174	126	85	259	994
割合	-	4%	32%	18%	13%	9%	26%	

〈図表 18〉 住宅侵入窃盗の手口別発生状況（平成25年）

区 分	無施錠	ガラス破り	その他	合計
認知件数(件)	415	324	255	994
割合	42%	33%	26%	

#### (4) 性犯罪

被害者年齢別の発生状況では、20歳代が最も多く45%、次に13～19歳が28%を占めています。

場所別の発生状況では、住宅が35%となっており、道路上での発生が32%となっています。

〈図表 19〉被害者年齢別の発生状況（平成25年）

区分	13歳未満	13～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上	合計
認知件数(件)	25	55	89	22	9	200
割合	13%	28%	45%	11%	5%	

〈図表 20〉場所別発生状況（平成25年）

区分	住宅	駐車場等	道路上	その他	合計
認知件数(件)	69	29	64	38	200
割合	35%	15%	32%	19%	

#### (5) ひったくり

ひったくりの被害者は、女性が84%を占めています。

〈図表 21〉ひったくりの男女別の発生状況（平成25年）

区分	男性	女性	合計
認知件数(件)	25	127	152
割合	16%	84%	

#### (6) ニセ電話詐欺

福岡市におけるニセ電話詐欺は平成24年に比べて増加傾向にあり、いずれの年も高齢者が過半数を占めています。

〈図表 22〉ニセ電話詐欺の発生状況（平成25年）

区分	男性			女性			合計		
	高齢者	高齢者の割合		高齢者	高齢者の割合		高齢者	高齢者の割合	
H24(件)	10	4	40%	46	28	61%	56	32	57%
H25(件)	21	7	33%	42	27	64%	63	34	54%

### 7 各区分の発生状況(平成25年)

商業施設や事業所等が集中している中央区、博多区（都心部）での刑法犯認知件数が多く、また、犯罪発生率（人口千人当たりの刑法犯認知件数）も高くなっています。

城南区は、市民生活に身近な犯罪の発生率が高く、特に自転車盗・オートバイ盗、住宅侵入窃盗の発生率が高くなっており、大学などの学生を対象とした犯罪が多く発生しているものと思われます。

〈図表 23〉各区別の刑法犯の発生状況（平成 25 年）

区 分	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	全市
人口千人当たり発生件数(件)	15.4	21.4	23.4	12.4	13.6	11.5	11.1	15.5
刑法犯認知件数(件)	4,645	4,762	4,391	3,150	1,755	2,465	2,231	23,399

〈図表 24〉各区別の市民生活に身近な犯罪の発生状況（平成 25 年）

区 分	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	全市
人口千人当たり発生件数(件)	8.8	10.9	10.9	7.4	8.9	6.6	6.1	8.5
市民生活に身近な犯罪件数(件)	2,657	2,423	2,046	1,861	1,225	1,148	1,424	12,784

## 8 都心部等における犯罪の発生状況(平成 25 年)

### (1) 都心部における刑法犯認知件数の発生状況

都心部(天神周辺地区, 博多駅周辺地区)で犯罪発生率が高くなっています。

〈図表 25〉人口千人当たりの刑法犯の発生件数（平成 25 年）

区 分	天神周辺地区	博多駅周辺地区	全市
人口千人当たり発生件数(件)	64.3	48.5	15.5

### (2) 都心部及び大学周辺地区における自転車盗・オートバイ盗の発生状況

都心部・大学周辺地区で自転車盗・オートバイ盗の発生率が高くなっています。

〈図表 26〉人口千人当たりの自転車・オートバイ盗の発生件数（平成 25 年）

区 分	天神周辺地区	博多駅周辺地区	大学周辺地区	全市
人口千人当たり発生件数(件)	17.6	14.1	14.2	5.7

※ 大学周辺地区とは、人口千人当たりにおける校区別の自転車盗・オートバイ盗の合計件数において、ワースト上位 10 位以内にあり、かつ大学が立地する校区及びその校区に隣接する校区をまとめたもの

## 9 少年非行の状況(平成 25 年)

刑法犯の検挙補導人員をみると、成人を含めた刑法犯の検挙補導人員の 25.7% が少年であり、特に、窃盗犯では 30% を占めています。未成年者の検挙補導人員のうち、年齢別では 14 歳以上が 93% を占め、学職別では中学生・高校生が 68% を占めています。

14 歳以上の刑法犯少年に占める再犯者の割合は 30.9% を占めており、福岡県や北九州市よりも低くなっていますが、平成 21 年から平成 24 年の間は、福岡県よりも高く推移しています。

〈図表 27〉 刑法犯の検挙補導人員（平成 25 年）

区 分	合 計	罪 種 別 内 訳					
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
総数（件）	4,062	77	743	1,739	188	112	1,203
成人	3,019	70	650	1,217	182	105	795
少年	1,043	7	93	522	6	7	408
少年の割合	25.7%	9.1%	12.5%	30.0%	3.2%	6.3%	33.9%

〈図表 28〉 年齢別の検挙補導人員（平成 25 年）

区 分	13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
検挙補導人員（件）	74	171	203	238	128	110	119
割 合	7%	16%	19%	23%	12%	11%	11%

〈図表 29〉 学職別の検挙補導人員（平成 25 年）

区 分	小学生	中学生	高校生	大学生	他学生	有職少年	無職少年
検挙補導人員（件）	10	327	385	59	52	97	113
割 合	1%	31%	37%	6%	5%	9%	11%
（参考）北九州市における割合	4%	46%	27%	2%	1%	10%	10%

〈図表 30〉 再犯者率〈14歳以上の刑法犯少年に占める再犯者の割合〉（平成 25 年）

区 分	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
県合計	36.6%	34.5%	36.8%	36.8%	35.1%
福岡市	38.2%	34.5%	39.0%	42.0%	30.9%
北九州市	41.5%	40.6%	39.2%	39.3%	38.1%

## 10 全国のサイバー犯罪における検挙件数の推移

情報通信技術の発展に伴うインターネット利用の拡大等により、サイバー犯罪は全国的に増加傾向にあります。

〈図表 31〉 全国のサイバー犯罪における検挙件数

区 分	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
不正アクセス禁止法違反（件）	2,534	1,601	248	543	980
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪（件）	195	133	105	178	478
ネットワーク利用犯罪（件）	3,961	5,199	5,388	6,613	6,655
合 計（件）	6,690	6,933	5,741	7,334	8,113

## 第4章 防犯上の重点課題と取組みの方向性

### 1 防犯意識の高いひと・地域づくり

#### (1) 広報・啓発

福岡市において市民生活に身近な犯罪認知件数が最も多い自転車盗の過去3年間の推移をみると、無施錠による発生割合が増加しており〈図表12(P14)〉、また、住宅侵入窃盗については、無施錠による発生割合が全体の42%と高くなっています。〈図表18(P15)〉。

これらは、防犯意識が希薄となっていることもその一因と考えられることから、無施錠による被害の防止はもとより、性犯罪やひったくりなど様々な犯罪に対する予防の必要性について広報・啓発を行い、「自らの安全は自らで守る」という市民の防犯意識の向上を図ることが必要です。

そのためには、これまでの取組みに加え、関係機関と連携した効果的な広報・啓発を行うことや、新たに防犯に関する啓発週間等を設けることにより、市民が防犯について考え行動したり、地域や事業所において自ら防犯活動に参加するきっかけをつくることなどが重要です。

さらに、モラル・マナーの向上や、危険ドラッグなどの薬物乱用の防止、飲酒運転の撲滅に関する広報啓発を行うことで、市民の規範意識の醸成を図ることも大切です。

#### (2) 地域防犯活動の支援

防犯のまちづくりは、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもとに、地域団体や事業者等（※1）が地域防犯活動に主体的に取り組み、地域社会の絆の強化を図ることが必要です。

現在、地域団体や事業者等は、パトロール活動や登下校時の見守り活動など様々な取組みを行っておられます。

福岡市としても、安全安心マップの作成にあたっての支援や、地域団体や事業者等が青色回転灯を装着した地域防犯パトロールカーにより新たに防犯パトロールを行う場合にガソリン代を助成するといった支援なども行っているところです。

このように、地域団体や事業者等による主体的な地域防犯活動が継続できるよう支援していくことが重要です。

##### ※1 地域団体や事業者等

自治協議会や自治会、町内会などの地域団体、事業者、防犯協会やPTA、NPOなどの関係団体、学生ボランティアなど防犯活動に取り組む団体

### (3) 防犯上の配慮を要する者の安全確保

被害者学識別の刑法犯認知件数をみると、中学生以下が平成25年で1,208件も被害に遭っています。〈図表11(P14)〉

また、高齢者は住宅侵入窃盗やニセ電話詐欺の被害に遭う割合が高くなっています。〈図表17(P15)〉〈図表22(P16)〉

さらに、人口千人当たりの性犯罪の認知件数は全国でもワースト3位となっており〈図表9(P13)〉、ひったくりの被害については、女性が約8割を占めています〈図表21(P16)〉。

以上のようなことから、子ども、高齢者、女性などの防犯上の配慮を要する方々が犯罪被害に遭わないようにするため、各々の視点を取り入れた情報の提供、啓発などを行うことが大切です。

### (4) サイバー空間における安全の確保

市民生活においてインターネットの利用が定着する中、スマートフォンやタブレットといった携帯型端末や、コミュニケーションツールとしてのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及によって、より便利かつ手軽にインターネットを利用できるようになりました。

しかし一方では、新たな技術・サービスの出現によって、インターネットを利用した詐欺などの犯罪も全国的に増加傾向にあり〈図表31(P18)〉、子どもたちが犯罪に巻き込まれる事件なども発生しています。

そのため、このようなサイバー空間（※1）における犯罪の被害に遭わないための広報・啓発を行うとともに、学校等関係機関と連携して、児童・生徒を対象に有害情報対策やネットトラブルの対処法などの情報モラル教育（※2）を行うことが大切です。さらに、保護者が情報モラルに関する知識を身に付けることも重要です。

※1 サイバー空間

情報通信技術を用いて情報がやりとりされるインターネットその他の仮想的な空間

※2 情報モラル教育

情報社会で適正な活動を行うための基本となる考え方及び態度を身に付けさせる教育

## 2 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

区ごとの刑法犯認知件数をみると、中央区、博多区の人口千人当たりの犯罪発生率が他区と比べ高くなっていますが〈図表23(P17)〉、都心部（天神周辺地区〈中央区〉、博多駅周辺地区〈博多区〉）の犯罪発生率は中央区及び博多区の犯罪発生率よりも高くなっており、同一区内においても犯罪の発生状況は地域によって異なります。

また、都心部や大学周辺において自転車盗・オートバイ盗の発生率が高くなっていることや〈図表26(P17)〉、一部の山林や海岸などでは不法投棄が多く見られること、都心部などでは落書きが多いことなど、犯罪の発生状況は地域によって様々な特性が見られます。

このような中で、地域団体や事業者等は、市と連携を図りながら、不法投棄を防止するためのパトロール活動や落書き消しを行うなど、地域の実情や特性に応じた取り組みを行っておられます。

市においては、都心部である天神地区に警固公園安全安心センターを設置し、地域の防犯活動を支援する施設として利用促進を図るとともに、都心部及び大学周辺地区における自転車・オートバイの盗難対策として、青色回転灯付きバイクによるパトロール活動を行っております。

さらに、大学生等が被害に遭わないための広報啓発を大学等と連携して新たに行うなど、地域団体や事業者等との連携を図りながら、地域の実情や特性を踏まえた施策を進めていくことが重要です。

### 3 少年非行の防止活動の推進

#### (1) 少年の規範意識の向上等

刑法犯の検挙補導人員に占める少年の割合は全体の25.7%と高くなっています。〈図表27(P18)〉

そのため、青少年を見守る店など、地域団体、事業者等と連携した少年の非行防止活動や、少年の健全育成のための啓発活動などにより、少年が非行や犯罪を起こさないよう少年の規範意識を向上させるための取り組みを行う必要があります。

#### (2) 非行を起こした少年の立ち直りの支援

14歳以上の刑法犯少年に占める再犯者の割合をみると、平成25年は30.9%と前年(42.0%)と比較して低くなっています。

しかしながら、平成21年以降の福岡市の再犯者率の推移をみると、前年と比較して増減が見られるなど傾向は一定ではなく、また、ほぼ3人に1人が再犯者となっているなど高い水準にあります。〈図表30(P18)〉

そのため、関係機関と連携し、ボランティア活動や居場所づくりなどを通じて、非行を起こした少年の立ち直りを支援していくことが必要です。

### 4 防犯環境に配慮したまちづくり

犯罪は、周囲からの見通しが悪く死角ができる場所などが狙われやすいと考えられます。また、住宅侵入窃盗においては、33%がガラスを破られて侵入を許しており〈図表18(P15)〉、侵入されやすい環境を減らしていくことが課題と言えます。

このようなことから、道路、公園、駐輪場・駐車場、住宅、学校等について、防犯に配慮した環境整備を推進するため、構造、設備等に関する「防犯環境設計指針」を平成26年3月に策定しました。

この指針では、

#### ○周囲からの見通しの確保

周囲からの見通しを確保し、多くの人の目が自然に届くようにすることにより、

犯罪企図者（犯罪を起こそうとする者）が近づきにくい環境を確保する

○領域性の強化

住民等が「我々のまち」であるという帰属意識を持ち、施設等の維持管理などを行うなど、領域を明確にして犯罪を起こそうとする者が侵入しにくい環境をつくる

○犯罪企図者の接近の抑止

犯罪企図者が被害対象者（物）に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる

○被害対象の強化

犯罪企図者が施設等に侵入できない、又は侵入に時間を要する窓や扉にすることにより、被害を回避する

といった基本原則により防犯上配慮すべき事項を定めており、この指針を踏まえ、本市の公共施設等の整備及び管理に努めるとともに、民間の事業者等に対しても本指針の活用について周知を図ることで、防犯環境に配慮したまちづくりを推進していくことが重要です。

## 5 関係機関との連携

1 から 4 の重点目標については、地域団体や事業者、学校、警察などの関係機関との連携を強め、実効性のある取組みを進めていきます。

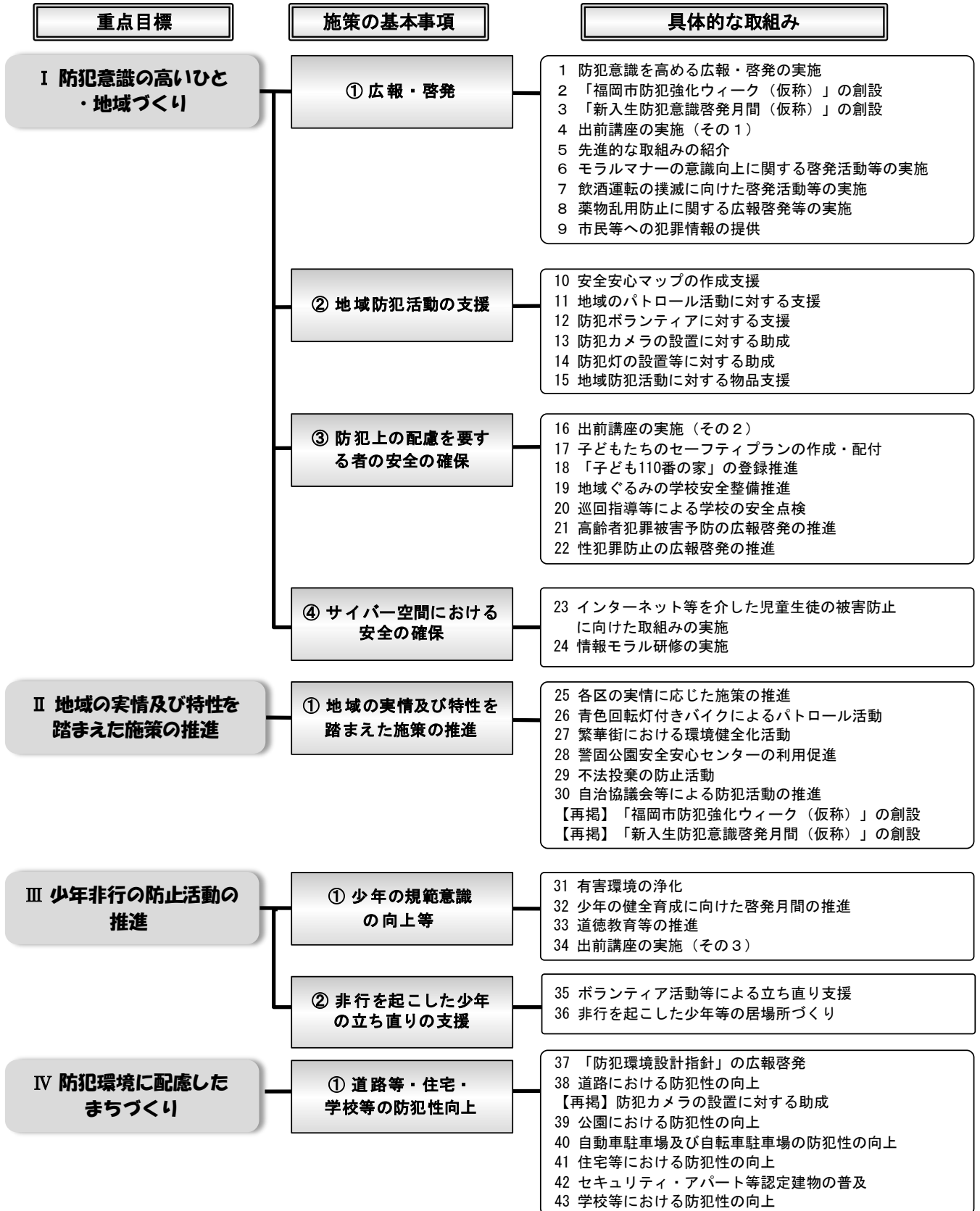
また、「推進本部」においても、関係機関との連携のもと、プランの進捗状況の管理を行い、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目指します。



## 第5章 具体的な取組み

### 1 プランの体系

このプランでは、防犯上の重点目標ごとに施策の基本事項を整理し、重点的に取り組む事項を規定します。



◆取組み目標

「犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現」に向けて、重点目標毎に取組みの目標を設定します。

区分	項目	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)
【重点目標 1】 防犯意識の高い ひと・地域づくり	○出前講座の実施回数	141 回／年	170 回／年
	○出前講座の受講者数	9,918 人／年	12,000 人／年
	○地域防犯パトロールカーの導入校区数	86 校区	105 校区
	○防犯ボランティア団体に対する支援数(累計)	16 団体	75 団体
	○情報モラル研修の実施回数	—	30 回／年
【重点目標 2】 地域の実情及び 特性を踏まえた 施策の推進	○自転車・オートバイの盗難発生件数	8,574 件／年	7,100 件／年
【重点目標 3】 少年非行の防止 活動の推進	○子ども防犯出前塾の実施回数	28 回／年	35 回／年
	○子ども防犯出前塾の受講者数	2,441 人／年	3,000 人／年
	○農業体験等の支援団体数	5 団体	10 団体
【重点目標 4】 防犯環境に配慮 したまちづくり	○防犯灯の LED 化率	18%	100%
	○再整備が完了した公園箇所数 (平成 23 年度以降の累計)	33 箇所	150 箇所

## 2 具体的な取組み

### 目標 1 防犯意識の高いひと・地域づくり

#### 施策 1 広報・啓発

##### 1 施策体系

〈重点目標〉

〈施策の基本事項〉

〈具体的な取組み〉

#### I 防犯意識の高いひと ・地域づくり

#### ① 広報・啓発

- 1 防犯意識を高める広報・啓発の実施
- 2 「福岡市防犯強化ウィーク（仮称）」の創設
- 3 「新入生防犯意識啓発月間（仮称）」の創設
- 4 出前講座の実施（その1）
- 5 先進的な取組みの紹介
- 6 モラルマナーの意識向上に関する啓発活動等の実施
- 7 飲酒運転の撲滅に向けた啓発活動等の実施
- 8 薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施
- 9 市民等への犯罪情報の提供

##### 2 主な取組み

1	防犯意識を高める広報・啓発の実施
取組み内容	市政だよりやホームページ、チラシなど様々な媒体を活用して市民の防犯意識の向上を図るための広報啓発を行うとともに、地域、警察、事業者等と連携し、効果的な広報の検討に努めます。
関係局	市民局、各区役所

2	「福岡市防犯強化ウィーク（仮称）」の創設
取組み内容	地域や家庭、学校、職場において市民が防犯について考え行動したり、地域や事業所において自ら防犯活動に参加するきっかけとするため、「福岡市防犯強化ウィーク（仮称）」を創設し、防犯に関する広報啓発を集中的に行います。
関係局	市民局、各区役所

3	「新入生防犯意識啓発月間（仮称）」の創設
取組み内容	自転車盗や住宅侵入窃盗は無施錠の割合が高いなど防犯意識が希薄となっていることも一因と考えられることや、大学周辺においては自転車盗やオートバイ盗が多発していることなどから、「新入生防犯意識啓発月間（仮称）」を創設し、大学等と連携し、特に新入生等を対象とした広報啓発を集中的に行います。
関係局	市民局

4	出前講座の実施(その1)
取組み内容	警察官OBが、受講者の要望に応じて学校や公民館などに出向き、ひったくり・住宅侵入窃盗などの身近な犯罪に対する防犯対策や自主防犯活動のポイントなどについての出前講座を行います。 また、悪質商法の手口と対処法、クーリングオフの方法など消費者被害防止のための出前講座を行います。
関係局	市民局

5	先進的な取組みの紹介
取組み内容	地域、警察、事業者等と連携し、地域防犯活動に関する先進的な取組みなどを紹介するパンフレット等の作成・配布を行います。
関係局	市民局

6	モラル・マナーの意識向上に関する啓発活動等の実施
取組み内容	ルールが守られ、人にやさしい安全なまちづくりを進めるため、市民・地域団体・NPO・事業者と連携し、それぞれの責務を自覚し相互に協力しながら市民のモラル・マナー向上に向けた広報啓発を行います。 また、警察や地域などの関係団体と連携し、歩行喫煙、自転車の安全利用、放置自転車、不法投棄の防止や屋外広告物掲出の適正化などを行います。
関係局	市民局、保健福祉局、環境局、住宅都市局、道路下水道局、各区役所

7	飲酒運転の撲滅に向けた啓発活動等の実施
取組み内容	飲酒運転撲滅大会の開催をはじめ、撲滅キャンペーンの実施や、「飲酒運転撲滅宣言の店」の登録拡大、様々な媒体を活用した広報啓発を行うことなどにより、飲酒運転撲滅の気運を一層高め、飲酒運転の撲滅(ゼロ)を目指します。
関係局	市民局、各区役所

8	薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施
取組み内容	危険ドラッグを含む薬物乱用問題の広がりや深刻な社会問題となっていることから、広く市民に対し、関係団体と共同して、薬物乱用防止に関する啓発活動等を行います。 また、各小・中学校においても、薬物乱用防止教育の充実を図ります。
関係局	市民局、こども未来局、保健福祉局、各区役所、教育委員会

9	市民等への犯罪情報の提供
取組み内容	地域における犯罪情報や不審者情報などについて警察が発信する「ふっけい安心メール」の周知に努めます。また、防犯緊急事案が発生した場合には地域への迅速な情報提供に努めます。
関係局	市民局

## 施策2 地域防犯活動の支援

### 1 施策体系

〈重点目標〉

〈施策の基本事項〉

〈具体的な取組み〉

I 防犯意識の高いひと  
・地域づくり

② 地域防犯活動の支援

- 10 安全安心マップの作成支援
- 11 地域のパトロール活動に対する支援
- 12 防犯ボランティアに対する支援
- 13 防犯カメラの設置に対する助成
- 14 防犯灯の設置等に対する助成
- 15 地域防犯活動に対する物品支援

### 2 主な取組み

10	安全安心マップの作成支援
取組み内容	自治協議会等による安全安心マップの作成を支援し、市民が校区内における危険箇所を認識するなど市民の防犯意識を高めるとともに、地域がパトロールにあたって活用するなど防犯活動の促進を図ります。
関係局	各区役所
11	地域のパトロール活動に対する支援
取組み内容	自治協議会等に対する庁用軽自動車の無償譲渡や、地域防犯パトロールカーに対するガソリン、車検費用等を助成することにより、地域におけるパトロール活動の促進を図ります。
関係局	市民局
12	防犯ボランティアに対する支援
取組み内容	福岡市防犯ボランティア支援事業実行委員会(福岡商工会議所、福岡県警察、福岡市の三者により設立)において、企業・団体の社会貢献活動として提供された資金を原資に、防犯ボランティア団体が行う新たな活動に対して活動資金の支援を行い、新たな防犯活動の促進を図ります。
関係局	市民局
13	防犯カメラの設置に対する助成
取組み内容	犯罪の抑止効果や犯罪発生時における犯人の特定及び検挙に効果のある街頭防犯カメラの設置費用について、自治協議会等に対して助成を行い、防犯環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。
関係局	市民局

14	防犯灯の設置等に対する助成
取組み内容	道路上における各種犯罪を防止するため防犯灯の設置及び維持管理に要する費用や、暗闇をつくりにくい道路環境を整備するため防犯灯のLED化に要する費用について、自治会・町内会等に対して助成を行い、防犯環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。
関係局	道路下水道局

15	地域防犯活動に対する物品支援
取組み内容	自治協議会等が主体的に行う地域防犯活動に要する防犯活動用品や啓発物等の提供を行い、地域における防犯活動の促進を図ります。
関係局	各区役所

**施策3 防犯上の配慮を要する者の安全の確保**

1 施策体系

〈重点目標〉

〈施策の基本事項〉

〈具体的な取組み〉

**I 防犯意識の高いひと・地域づくり**

**③ 防犯上の配慮を要する者の安全の確保**

- 16 出前講座の実施（その2）
- 17 子どもたちのセーフティプランの作成・配付
- 18 「子ども110番の家」の登録推進
- 19 地域ぐるみの学校安全整備推進
- 20 巡回指導等による学校の安全点検
- 21 高齢者犯罪被害予防の広報啓発の推進
- 22 性犯罪防止の広報啓発の推進

2 主な取組み

16	出前講座の実施(その2)
取組み内容	防犯上配慮を要する「子ども」「高齢者」「女性」を対象とし、各々の特性に応じた防犯対策についての出前講座を行います。 【子ども】子どもが不審者に遭遇したときの対処方法や防犯意識・防犯活動の重要性などに関する講座 【高齢者】高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺・悪質商法の対策などに関する講座 【女性】「自分の身は自分で守る」をテーマとした性犯罪の被害に遭わないための方法や犯行手口などに関する講座
関係局	市民局

17	子どもたちのセーフティプランの作成・配付
取組み内容	子どもが犯罪から身を守るためのセーフティプランを作成して、市内の小・中学生に配付し、子どもだけでなく保護者や指導者を含めた防犯力の育成を図ります。
関係局	市民局

18	「子ども110番の家」の登録推進
取組み内容	地域の協力により子どもが危険を感じたときに駆け込むことのできる「子ども110番の家」の普及に努めるとともに、子どもや保護者に対する周知に努めます。
関係局	市民局, 教育委員会

19	地域ぐるみの学校安全整備推進
取組み内容	保護者や地域と連携して、学校や通学路の巡回・警備などの活動を行うスクールガードを募るとともに、地域ぐるみで防犯に取り組む体制を整備し、登下校時における子どもたちの安全確保を図ります。 また、スクールガードを養成するための講習会を行います。
関係局	教育委員会

20	巡回指導等による学校の安全点検
取組み内容	警備会社等の防犯の専門家をスクールガード・リーダー(地域学校安全指導員)として委嘱し、教職員やスクールガードの指導や専門的視点からの安全点検等を実施するために定期的に学校を巡回し、学校安全に関する指導と評価を行います。 また、保護者や地域の方の参画、協働による取組みとして防犯・安全教室を行います。
関係局	教育委員会

21	高齢者犯罪被害予防の広報啓発の推進
取組み内容	ニセ電話詐欺やひったくりなどの高齢者が被害に遭いやすい犯罪や消費者被害について、被害に遭わないための広報啓発を行います。 また、警察と連携し、地域包括支援センターや民生委員に対して、高齢者が犯罪等の被害に遭わないための情報提供を行います。
関係局	市民局, 保健福祉局

22	性犯罪防止の広報啓発の推進
取組み内容	犯罪が発生しにくい社会環境を構築し、子ども・女性の犯罪被害撲滅を図ることを目的に事業者及び関係機関・団体が連携した組織「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか」(通称コスモスネットワーク)と連携し、女性を性犯罪の被害から守るための広報啓発を行います。
関係局	市民局

## 施策4 サイバー空間における安全の確保

### 1 施策体系

〈重点目標〉

**I 防犯意識の高いひと・地域づくり**

〈施策の基本事項〉

**④ サイバー空間における安全の確保**

〈具体的な取組み〉

- 23 インターネット等を介した児童生徒の被害防止に向けた取組みの実施
- 24 情報モラル研修の実施

### 2 主な取組み

23	インターネット等を介した児童生徒の被害防止に向けた取組みの実施
取組み内容	インターネットや携帯電話(スマートフォンなど)を介した児童生徒の被害を未然に防止するため、情報や機器の正しい利用や危険性の認識などについて、児童生徒への指導や保護者に対する啓発活動を行います。 また、学校非公式サイト等の問題のある書き込み等の監視・検索を行います。
関係局	教育委員会

24	情報モラル研修の実施
取組み内容	通信事業者と連携して主に保護者を対象として、個人情報やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などをテーマに情報モラル研修を行います。
関係局	市民局

## 目標2 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

### 施策1 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

### 1 施策体系

〈重点目標〉

**II 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進**

〈施策の基本事項〉

**① 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進**

〈具体的な取組み〉

- 25 各区の実情に応じた施策の推進
- 26 青色回転灯付きバイクによるパトロール活動
- 27 繁華街における環境健全化活動
- 28 警固公園安全安心センターの利用促進
- 29 不法投棄の防止活動
- 30 自治協議会等による防犯活動の推進
- 【再掲】「福岡市防犯強化ウィーク(仮称)」の創設
- 【再掲】「新入生防犯意識啓発月間(仮称)」の創設

### 2 主な取組み

25	各区の実情に応じた施策の推進
取組み内容	各区役所においては、それぞれの区の実情に応じ、地域や警察、防犯団体等とも連携を図りながら、地域防犯活動に関する研修会の実施(博多区他)や、地域における危険箇所等の点検を行いながら地域とともにワークショップ形式によりまちづくり基本計画を策定する「安全安心まちづくり事業」(早良区)など、区の実情に応じた取組みを行います。
関係局	各区役所



26	青色回転灯付きバイクによるパトロール活動
取組み内容	自転車・オートバイ盗が多発している都心部や大学周辺などを対象として、青色回転灯付きバイク(青バイ)による巡回パトロール活動を行います。パトロールにあたっては、青バイの機動性を活かし、大通りから入り込んだ路地などまで巡回することにより、盗難防止、犯罪の抑止を図ります。
関係局	市民局

27	繁華街における環境健全化活動
取組み内容	魅力ある繁華街として、犯罪の未然防止を図るため、福岡市や警察、事業者等で構成された「中洲地区安全安心まちづくり協議会」において、中洲地区におけるパトロール活動などの各種防犯施策を行います。
関係局	市民局, 博多区

28	警固公園安全安心センターの利用促進
取組み内容	犯罪の多い天神地区における安全安心まちづくり活動を支援する施設として、安全安心まちづくりに関する相談に対応するとともに、地域の防犯活動拠点としての利用を促進します。
関係局	市民局

29	不法投棄の防止活動
取組み内容	不法投棄常習地を中心とした職員・地域住民による監視パトロール活動や、監視カメラの設置、ゴミの適正排出の指導、広報・啓発活動など、不法投棄の撲滅に向けた取組みを行います。
関係局	環境局, 各区役所

30	自治協議会等による防犯活動の推進
取組み内容	自治協議会等は、地域の実情や特性を踏まえパトロールなどの防犯活動を行います。
関係局	市民局, 各区役所

【再掲】	「福岡市防犯強化ウィーク(仮称)」の創設
取組み内容	地域や家庭、学校、職場において市民が防犯について考え行動したり、地域や事業所において自ら防犯活動に参加するきっかけとするため、「福岡市防犯強化ウィーク(仮称)」を創設し、防犯に関する広報啓発を集中的に行います。
関係局	市民局, 各区役所

【再掲】	「新入生防犯意識啓発月間(仮称)」の創設
取組み内容	自転車盗や住宅侵入窃盗は無施錠の割合が高いなど防犯意識が希薄となっていることも一因と考えられることや、大学周辺においては自転車盗やオートバイ盗が多発していることなどから、「新入生防犯意識啓発月間(仮称)」を創設し、大学等と連携し、特に新入生等を対象とした広報啓発を集中的に行います。
関係局	市民局

### 目標 3 少年非行の防止活動の推進

#### 施策 1 少年の規範意識の向上等

##### 1 施策体系

〈重点目標〉

〈施策の基本事項〉

〈具体的な取組み〉

### Ⅲ 少年非行の防止活動の推進

#### ① 少年の規範意識の向上等

- 31 有害環境の浄化
- 32 少年の健全育成に向けた啓発月間の推進
- 33 道徳教育等の推進
- 34 出前講座の実施(その3)

##### 2 主な取組み

31	有害環境の浄化
取組み内容	各校区毎に少年愛護パトロール員を委嘱し、定期的なパトロール活動を実施することや、小・中学生が利用する機会の多い店舗を「青少年を見守る店」として指定するなど、青少年の見守り活動を促進します。また、店舗における有害図書類の陳列方法指導などの立ち入り調査や、カラオケボックス等の設置についての必要な指導及び勧告、有害広告等の除去などを行います。
関係局	こども未来局, 住宅都市局, 各区役所

32	少年の健全育成に向けた啓発月間の推進
取組み内容	毎年7月を「福岡市青少年の非行・被害防止強化月間」と定め、児童買春や児童ポルノの犯罪被害防止等に関する広報・啓発を行うとともに、毎年11月を「福岡市子ども・若者育成支援強調月間」と定め、子ども・若者が主体的に活動していくことができるような広報啓発を行います。
関係局	こども未来局, 各区役所

33	道徳教育等の推進
取組み内容	小中学校においては、地域行事やボランティア活動などの体験活動を通して、児童生徒の思いやりの心などを高めるような道徳教育を行います。 また、公民館における子どもの健全育成に向けた体験活動等を実施するとともに、地域で子どもの健全育成等に取り組む団体に対する道徳教育の講師派遣等を行います。 さらに、子ども達のモラル・マナーや防犯意識の向上を図るため小中学生により構成された防犯組織の活動を支援します。
関係局	市民局, こども未来局, 教育委員会

34	出前講座の実施(その3)
取組み内容	主に小学生を対象として、非行防止に関する講話や、「健やかカルタ」などの体験活動による出前講座を行い、子どもの防犯意識や規範意識の向上を図ります。
関係局	市民局

## 施策2 非行を起こした少年の立ち直り支援

### 1 施策体系

〈重点目標〉

Ⅲ 少年非行の防止活動  
の推進

〈施策の基本事項〉

② 非行を起こした少年  
の立ち直りの支援

〈具体的な取組み〉

35 ボランティア活動等による立ち直り支援  
36 非行を起こした少年等の居場所づくり

### 2 主な取組み

35	ボランティア活動等による立ち直り支援
取組み内容	非行を起こした少年等が支援団体とともに落書き消し等のボランティア活動や農業体験等を行い、立ち直りに向けて第一歩を踏み出す機会を創出します。
関係局	市民局, こども未来局

36	非行を起こした少年等の居場所づくり
取組み内容	非行や不登校傾向にある中高生を対象とした若者の居場所として「フリースペース てい〜んず」を運営するとともに、地域における居場所づくりの支援を行います。 また、遊び・非行型不登校の児童生徒に対して、体験活動やカウンセリングなどを実施することなどで、立ち直り支援を行います。
関係局	こども未来局, 教育委員会

## 目標 4 防犯環境に配慮したまちづくり

### 施策1 道路等・住宅・学校等の防犯性向上

#### 1 施策体系

〈重点目標〉

IV 防犯環境に配慮した  
まちづくり

〈施策の基本事項〉

① 道路等・住宅・  
学校等の防犯性向上

〈具体的な取組み〉

- 37 「防犯環境設計指針」の広報啓発
- 38 道路における防犯性の向上  
【再掲】防犯カメラの設置に対する助成
- 39 公園における防犯性の向上
- 40 自動車駐車場及び自転車駐車場の防犯性の向上
- 41 住宅等における防犯性の向上
- 42 セキュリティ・アパート等認定建物の普及
- 43 学校等における防犯性の向上

#### 2 主な取組み

37	「防犯環境設計指針」の広報啓発
取組み内容	道路, 公園, 駐輪場・駐車場, 住宅, 学校等の構造, 設備等について防犯に配慮した事項を示した「防犯環境設計指針」の広報啓発を行い, 道路等における効果的な防犯環境の形成促進を図ります。
関係局	市民局

38	道路における防犯性の向上
取組み内容	道路構造, 沿道状況, 交通安全の観点等を勘案して, 必要に応じ歩行者と車両の分離を行うことや, 「防犯灯の設置等に対する助成」(施策番号14)等により道路上の照度を確保することなど犯罪の防止に配慮した道路の整備及び管理に努めます。
関係局	道路下水道局, 港湾局

【再掲】	防犯カメラの設置に対する助成
取組み内容	犯罪の抑止効果や犯罪発生時における犯人の特定及び検挙に効果のある街頭防犯カメラの設置費用について, 自治協議会等に対して助成を行い, 防犯環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。
関係局	市民局

39	公園における防犯性の向上
取組み内容	樹種の選定, 配置, 剪定等により周囲からの見通しを確保することや, 夜間の通行又は利用が想定される場所における必要な照度を確保することなど犯罪の防止に配慮した公園の整備及び管理に努めます。
関係局	住宅都市局, 港湾局

40	自動車駐車場及び自転車駐車場の防犯性の向上
取組み内容	格子又はメッシュ状の柵による周囲からの区分などにより, 見通しの確保や犯罪企図者の接近の制御を図ることなど犯罪の防止に配慮した自動車駐車場及び自転車駐車場の施設整備及び管理に努めるとともに, 利用者等に対する車両等の施錠, 貴重品の放置防止等の注意喚起に努めます。
関係局	道路下水道局, 施設所管局

41	住宅等における防犯性の向上
取組み内容	「住まいづくりの手引き」等, 住まいに関する情報手引きなどに防犯対策について記載するとともに, 関係団体と連携し, 防犯に効果的な事例の紹介等を行います。
関係局	市民局, 住宅都市局

42	セキュリティ・アパート等認定建物の普及
取組み内容	NPO法人福岡県防犯設備士協会が認定した防犯性の高いセキュリティ・アパートやセキュリティ・ホームなど防犯性の高い建物の普及に向けた広報啓発に努めます。
関係局	市民局

43	学校等における防犯性の向上
取組み内容	柵等による敷地の区分や, 防犯カメラの設置などにより不審者の侵入防止を図ることや, 通報システムの設置により緊急時の連絡の迅速化を図ることなど犯罪の防止に配慮した学校等の整備及び管理に努めます。
関係局	こども未来局, 教育委員会